

各 位



平成23年4月26日

会社名: スターティア株式会社

代表者名: 代表取締役社長 兼 最高経営責任者

本郷 秀之

(コード番号 3393 東証マザーズ)

問合せ先: 常務執行役員 経営企画室長 兼 財務経理部長

後久 正明

(TEL: 03-5339-2162)

### 「行使価額の調整に関するお知らせ」の取り消しに関するお知らせ

当社は、平成23年3月7日に「行使価額の調整に関するお知らせ」で発表いたしました平成23年2月18日開催の当社取締役会において決議いたしました新株式発行、自己株式の処分及び株式売出しに伴う、新株予約権(ストックオプション)の行使価額の調整につきまして、下記の理由により取り消しすることといたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 取り消しの理由

平成23年2月28日(月)に決定いたしました新株式発行及び自己株式の処分に係る1株当たりの払込金額が、各ストックオプションの新株予約権割当契約書に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回ると判断し、新株予約権(ストックオプション)の行使価額の調整をいたしました。

しかしながら、ストックオプションの保管委託証券会社より、今回、行使価額の調整には当たらないのではないかと確認があり、「ストックオプションの新株予約権割当契約書に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価」について再度調査したところ、所得税基本通達 23～35 共一7の法令解釈によりますと、「株式と引換えに払い込むべき額が有利な金額である場合」とは、「その株式と引換えに払い込むべき額を決定する日の現況におけるその発行人の株式の価額に比して社会通念上相当と認められる価額を下る金額である場合をいうものとする。社会通念上相当と認められる金額を下る金額であるかどうかは、当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額のおおむね10%相当額以上であるかどうかにより判定する。」とあることから、今回、当社の当該株式の価額と当該株式と引換えに払い込むべき額との差額が当該株式の価額の約3%である為、平成23年2月28日(月)に決定いたしました新株式発行及び自己株式の処分に係る1株当たりの払込金額が、各ストックオプションの新株予約権割当契約書に定める行使価額の調整に関する事項に定める時価を下回る発行には該当しないという判断に至りました。

したがいまして、平成 23 年 3 月 7 日に決定いたしました新株予約権(ストックオプション)の行使価額の調整につきましては不要でありましたので、調整を行わないものとして取り消しを致します。

## 2. 行使価額の調整の取り消し後の行使価額

|   | 調整の<br>取り消し後<br>権利行使価額 | 調整の<br>取り消し前<br>権利行使価額 |
|---|------------------------|------------------------|
| 平成 16 年 9 月 15 日臨時株主総会決議に基づく新株予約権<br>(平成 16 年 9 月 15 日取締役会決議) | 150 円                  | 146 円                  |
| 平成 17 年 6 月 28 日定時株主総会決議に基づく新株予約権<br>(平成 17 年 6 月 28 日取締役会決議) | 1,013 円                | 982 円                  |

以上